— ハラスメントの相談を受ける人事ご担当者様、現場の相談員様向け —

ハラスメント相談担当者研修



主催：愛知県下各労働基準協会　実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

令和２年６月パワーハラスメント（パワハラ）防止措置が大企業事業主に義務付けられ、令和４年４月から中小企業事業主にも義務づけられました。

ハラスメントの問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生し、労働相談の件数としては「いじめ・嫌がらせ」は１０年連続で最多です。重症化すると裁判等の労使紛争となり、企業の社会的信頼を失墜させる大きな問題へと発展する可能性もあります。ハラスメント問題からメンタル不調を起こす労働者も数多いです。

企業は防止対策を講じ、管理者を中心とした全労働者がこれを徹底することでハラスメントは事前に防ぐことが可能です。さらに問題発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制整備が、問題を重症化させない大きなカギとなります。

ハラスメントの問題を“芽”の段階で摘むために、相談窓口担当者にはハラスメントに関する基本的な理解はもとより、適切な対処方法、相談対応のスキルなど、幅広い知識やスキルが求められます。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学ぶ**「ハラスメント相談担当者研修」**を開催いたします。ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時

~~**令和８年１２月　８日（火）**~~ **定員満了**

令和９年　２月１２日（金） **追加開催**　　**１３時３０分 ～ １６時３０分**

内容

1. **はじめに**
2. **相談の受け付け**
3. **事実関係の確認**
4. **措置の検討**
5. **グレーゾーンの対応**

ハラスメント相談を受ける際のポイントを解説



※研修の修了者には「修了証」を交付します。

講師



(株)教育デザインラボ/フローリッシュ社労士事務所　所長
(一社) 名北労働基準協会　メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士
新　美　智　美　氏

【プロフィール】
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会　３階大会議室　　名古屋市北区清水１－１３－１

対象

人事ご担当者、現場のハラスメント相談窓口担当者など

会費

会　員　　６，０００円
非会員　　７，０００円（資料代・消費税を含む）

定員

４５名

●会場案内　一般社団法人名北労働基準協会







愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】
「名　鉄」 清水駅徒歩４分、東大手駅徒歩８分
「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
「バ　ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
「お　車」名古屋高速　黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

お申込フォームはこちら（リンク）

申込要領	申込書を各労働基準協会へファックスでお申込みください。お申込み完了後、受講票と請求書を合わせてお送りいたします。 開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込みください。

	名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
申込先	(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
	(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
	名古屋東労働基準協会	〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6　フジ神宮ビル8F	(052)890-4466	(052)890-4477	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
	名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6F	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
	豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町19　2F	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
	岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
	一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6　グランドメゾン大宮1F	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
	(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
	(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29　ハートヒルズ刈谷ビル5F	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
	豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地　トヨタ会館GF	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
	瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8　瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
	津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26　ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
	江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
	西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1　山田ビル4F4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先（実施機関） （一社）名北労働基準協会	三菱UFJ銀行　黒川支店　普通預金　No.2036133 一般社団法人　名北労働基準協会　　※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書（コピー可）　ハラスメント相談担当者研修

申込日　令和　　年　　月　　日

申込協会	労働基準協会	会員番号		名北労働基準協会員のみご記入ください。（郵送時封筒に記載）
事業場名		TEL FAX E-mail	(　　)　　－ (　　)　　－	
所在地	〒	事業内容		労働者数　名

受講者名	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先
			2月12日	受講者・担当者（部署名　　様）　○をつけてください
			2月12日	会費支払時期 R　年　月　日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

R8.9.17　HP